

## 杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書

杉並区（以下「甲」という。）と区内高等教育機関（女子美術大学・女子美術大学短期大学部、高千穂大学、東京女子大学、東京立正短期大学、明治大学）（以下「乙」という。）は、互いに連携して区民の生涯学習を支援し、相互の人的、知的、物的資源の交流・活用を図り、教育、文化、まちづくり等の分野で協力し、地域の発展と相互の交流、人材育成等に寄与するため、包括協定をここに締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、教育、文化、まちづくり等の分野で

相互に連携し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 甲及び乙は、この協定に基づき次の事項を行う。

- (1) 教育、文化、スポーツの振興・発展のための連携
- (2) 人材育成のための連携
- (3) まちづくりのための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) その他、両者が協議し必要と認める連携

2 前項各号の実施については、甲と乙が協議して行う。

（協議機関）

第3条 この協定書に基づき事業の円滑な運営を図るため、推進協議会を設置し、事務局

を甲に置く。

（その他）

第4条 この協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議し決定する。

本協定の証として本協定書を6通作成し、押印のうえ、おのおの1通を保有する。また、本包括協定の締結に伴って、平成23年12月2日付で締結した「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定書」は廃止する。

甲 杉 並 区 長

乙 女 子 美 術 大 学

高 千 穂 大 学 学 長

女子美術大学短期大学部 学長

東 京 女 子 大 学 学 長

東 京 立 正 短 期 大 学 学 長

明 治 大 学 長

平成31年4月1日